

## 第194回 防衛調達審議会議事要旨

### 1 日時

令和7年5月21日（水）10時00分～11時00分

### 2 場所

防衛省庁舎D棟3階第1庁議室

### 3 出席者

(委員)

田内会長 柴山会長代理 石田委員 片岡委員 清水委員 西谷委員 林委員

(防衛省)

防衛装備庁 装備政策部長代理装備政策課総括企画官、調達管理部長代理原価管理官、鈴木調達事業部長、秋田監察監査・評価官（事務局）

統幕後方計画部長、陸幕装備計画部長代理装備計画部装備計画課補給管理班長、海幕装備計画部長代理装備需品課補給管理室長、空幕装備計画部長代理輸送補給室計画班長

### 4 議題

- (1) 知的財産権に係る制度等についての後日回答
- (2) 令和6年度防衛調達審議会活動概要
- (3) 次回の日程等

### 5 議事概要

- (1) 知的財産権に係る制度等についての後日回答

#### 【後日回答事項】

- ① 一般に、バイ・ドール申請の有無にかかわらず、国土交通省の公共建築設計業務標準委託契約約款や経済産業省のソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る契約モデル条文にあるとおり、契約相手方（乙）から国（甲）に対して、契約で得られた成果物（著作物等）について、甲が当該成果物を利用するに必要な範囲に限り、甲及び甲が指定する第三者に対して既に利用許諾したものとする条項を併せて定めている例がある。この例のように、装備品等についても、バイ・ドール申請がなされたかどうかにかかわらず、契約の履行において得られた成果に係る知的財産権について、契約締結時点にてあらかじめ官（甲）が当該装備品等の製造や維持に必要な範囲

で知的財産権の実施許諾（利用許諾）を受けておくことは、有用（ただしコスト等の考慮も必要）であると考えられるが如何。

- ② バイ・ドール承認した事例に対する効果検証として、各承認別のその後の活用実績を調査することが可能となっているか。
- ③ バイ・ドール承認件数は、何件か。
- ④ 防衛装備庁設立当初における知的財産管理運営室の設置した経緯及び現在行っている業務内容について説明されたい。
- ⑤ 国内及び諸外国における防衛当局又は防衛企業における知的財産の管理体制の調査を計画する旨、第192回で回答があったところ、当該調査結果が得られた後、具体的な結論が得られるものと思われるが、現時点においては、知的財産の管理運営においてバイ・ドール制度をどのように活用していくつもりか。

#### 【本審議】

（資料に基づき防衛省側から説明）

委：知的財産に関する特約条項のかなりの部分が変わっているように見えるが、この特約条項を変更しようとした趣旨を説明されたい。

防：今般の当該特約条項の改正の主な目的は、特許出願非公開制度に対応するため出願に係る手続を改正したものである。併せて、契約相手方から問合せが多かった手続規定について見直しを実施した。主な内容としてはバイ・ドール承認の有無によって、知的財産権の帰属先が異なるためその点をより明確化したものである。

委：知的財産に関する分野は今後、増々重要となっていくため、防衛省としてそれに対応できるしっかりとした体制づくりをしてもらいたい。

防：承知した。

#### （2）令和6年度防衛調達審議会活動概要

令和6年度防衛調達審議会活動概要について、事務局から報告、了承された。

#### （3）次回の日程等

今回は8月27日（水）の開催の予定。詳細については、事務局から後日連絡。